

教職員の子育てサポートブック

《福利・厚生関係》



令和5年4月

愛知県教育委員会事務局福利課

目 次

公立学校共済組合の給付等の概要

1 被扶養者の認定	1
2 組合員及び被扶養者出産費の請求	1
3 育児休業手当金の請求	4
パパママ育休プラス事例	6

※ 子育てに関する休暇・休業制度については「教職員の子育てサポートブック」(教職員課)をご覧ください。

公立学校共済組合の給付等の概要

1 被扶養者の認定

主として組合員の収入により生計を維持するものをいいます。

(1) 提出書類等

区分	提出書類	添付書類
組合員の子 (未就学児又は 義務教育中の者 である場合)	被扶養者申告書	○必須(扶養手当の支給を受ける者は不要) ・戸籍謄本 ・実情申立書(愛知支部HP様式あり) ○対象者により必要 ・扶養協議書(愛知支部HP様式あり) ・無扶養証明書() ○夫婦共同扶養の場合 ・組合員の源泉徴収票(写し) ・配偶者の所得証明書

(2) 書類の入手方法

- ア 小中学校等、各教育事務所(以下「支所」といいます。)が管轄する所属所
愛知支部HP→諸届用紙ダウンロード→諸届用紙ダウンロード一覧(資格・認定関係)
→被扶養者申告書(認定)
- イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所
アイシステム:機能別→福利厚生(教育)→組合員証→被扶養者認定・取消→被扶養者
申告書(認定)

(3) 書類の提出先

- ア 小中学校等、各支所が管轄する所属所
所属所を経由して各支所
- イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所
総務事務センター

2 組合員及び被扶養者に係る出産費の請求

組合員及び被扶養者が出産したときに出産費・家族出産費及び出産費附加金・家族出産費附加金を支給します。

出産費・家族出産費及び出産費附加金・家族出産費附加金の請求をしてください。

請求方法は次の3通りの方法のいずれかになります。

(1) 直接支払制度を利用する

(2) 直接支払制度を利用しない

(3) 受取代理制度を利用する

どの方法を選択するかは、組合員の方に選んでいただけますが、病院などによっては「直接支払制度」や「受取代理制度」を行っていないことがありますので、詳しくは出産を予定している病院などにご確認ください。

それぞれの手続き及び給付額は次のとおりです。

(1) 直接支払制度を利用する場合

(共済組合が医療機関等から請求を受けて、出産費等を支払う制度)

条件	給付額	提出書類
産科医療補償制度対象分娩の場合で出産費が 500,000 円以上 (産科医療補償制度対象分娩でない場合は 488,000 円以上) *	出産費附加金・家族出産費附加金 50,000 円	○出産費・家族出産費等内払金請求書(直接支払制度) ○合意文書の写し ○領収・明細書の写し ※差額分の出産費・家族出産費の請求も兼ねます。
産科医療補償制度対象分娩の場合で出産費が 500,000 円未満 (産科医療補償制度対象分娩でない場合は 488,000 円未満) *	出産費・家族出産費 医療機関等からの請求と法定給付の出産費等の差額分を支給 出産費附加金・家族出産費附加金 50,000 円	

* 令和 4 年 1 月～令和 5 年 3 月までの分娩の場合は 420,000 円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は 408,000 円)

(2) 直接支払制度を利用しない場合

条件	給付額	提出書類
組合員及び被扶養者が出産したときで、直接支払制度を利用しないとき	出産費・家族出産費(産科医療補償制度対象分娩の場合) 500,000 円※ 1 産科医療補償制度対象分娩でない場合は 488,000 円 ※ 2 出産費附加金・家族出産費附加金 50,000 円	○出産費・家族出産費等請求書 ○出産証明書(アイシステムから登録・申請を行う場合のみ) ○合意文書の写し ○領収・明細書の写し ※出産費附加金・家族出産費附加金の請求も兼ねます。

※ 1 令和 5 年 3 月までの分娩の場合は 420,000 円

※ 2 令和 4 年 1 月～令和 5 年 3 月までの分娩の場合は 408,000 円

(3) 受取代理制度を利用する場合

※前提として、医療機関等との間で受取代理について合意を得ていることが必要。

条件	給付額	提出書類
産科医療補償制度対象分娩の場合で出産費(附加給付額含む)が 500,000 円以上 (産科医療補償制度対象分娩でない場合は 488,000 円以上) *	全額医療機関等へ支払われます。	○出産費・家族出産費等請求書(受取代理用) ※必要事項を記入の上、受取代理人となる医療機関等に受取代理人欄の記入を依頼し、記入された請求書を共済組合へ提出してください。 (5) 書類の提出先参照
産科医療補償制度対象分娩の場合で出産費(附加給付額含む)が 500,000 円未満 (産科医療補償制度対象分娩でない場合は 488,000 円未満) *	医療機関等からの請求書の額と法定給付(附加給付額含む)の出産費等の差額分を支給	

*令和4年1月～令和5年3月までの分娩の場合は 420,000 円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は 408,000 円)

(4) 書類の入手方法

ア 小中学校等、各支所が管轄する所属所

愛知支部HP→諸届用紙ダウンロード→諸届用紙ダウンロード一覧(給付関係)→保健給付→出産費等請求書・直接支払制度内払金等請求書/出産費等請求書(受取代理用)

イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所

アイシステム:機能別→福利厚生(教育)→給付金→出産費請求→申請画面へ→登録

※臨時的任用職員等・・・アイシステム:基本機能→→帳票ダウンロード→出産費請求書

(5) 書類の提出先

ア 小中学校等、各支所が管轄する所属所

所属所を経由して各支所

イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所

総務事務センター

3 育児休業手当金の請求

組合員が育児のために休業した場合に、その養育される子が1歳（総務省令で定める場合に該当するときは、最長で2歳）に達する日までの間給付します。

なお、当該組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合には、その子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を支給します。（P6参照）

ただし、その子の出生した日及び産後休暇を含めた1年間につき支給します。

条 件	給付額	提出書類
<p>組合員が育児休業を取得したとき。 (支給期間は、1歳に達する日まで) ※両親ともに育児休業をする場合の特例（支給期間は、1歳2か月に達する日までで産後休暇期間を含めて最長1年間） ※総務省令で定める場合（支給期間は最長で2歳に達する日まで）</p> <p><総務省令で定める場合> (1)育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが1歳に達する日後の期間について当面その実施が行われない場合 (2)常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であった者が次のいずれかに該当したとき ①死亡したとき ②負傷疾病又は身体上・精神上的障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき ③婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき ④6週間〈多胎妊娠の場合14週間〉以内に出産予定であるか又は産後8週間を経過しないとき</p>	<p>育児休業1日につき標準報酬日額の50/100 ※開始日から育児休業の期間が180日（土日を含む）に達するまでは支給率が67/100</p> <p>標準報酬月額×1/22× (67/100、50/100) = 給付日額(円未満切捨) 給付日額×日数＝育児休業手当金</p> <p>※給付日額が給付上限相当額を超える場合、給付上限相当額を基に算出する。 (給付上限相当額は雇用保険法により毎年見直されます。)</p>	<p>◆育児休業手当金の請求 ○育児休業手当金(変更)請求書（休業中） ○添付書類 ・辞令(写)</p> <p>◆育児休業手当金の支給期間延長の請求 ○育児休業手当金(変更)請求書（延長） ○添付書類 ・当初の辞令（写） ・延長事由が確認できる書類</p> <p>◆父母がともに育児休業したとき ・請求書で申請してください。（4）参照 ○育児休業手当金(変更)請求書 ○添付書類 ・辞令(写) ・配偶者が育児休業を取得したことに係る辞令の写し ・世帯全員について記載された住民票の写し</p>

(4) 書類の入手方法

ア 小中学校等、各支所が管轄する所属所

愛知支部HP→諸届用紙ダウンロード→諸届用紙ダウンロード一覧（給付関係）→休業給付→育児休業手当金請求書／育児休業手当金請求書〔1歳（1歳2か月）以降支給用〕

イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所

アイシステム：機能別→福利厚生(教育)→給付金→育児休業手当金請求／育児休業手当金請求（期間延長）請求→申請画面へ→登録

※父母がともに育児休業したとき／臨時的任用職員等・・・アイシステム：基本機能→帳票ダウンロード→育児休業手当金請求書／育児休業手当金（変更）請求書

(5) 書類の提出先

ア 小中学校等、各支所が管轄する所属所

所属所を經由して各支所

イ 県立学校等、総務事務システム対象の所属所

総務事務センター

【例1】 1歳に達する日までは母が育児休業をし、1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで父が育児休業を取得する場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父		支給(母)	支給(父)		

【例2】 母の産後休暇後と同時に父が育児休業を取得し、母は職場復帰した場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得していないため、 父の支給期間は、子が1歳に達する日まで)
父		支給(父)	支給なし(父母ともに)		

【例3】 母の産後休暇終了後、母の育児休業開始と同時に父も育児休業を取得する場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父		支給(父母ともに)	支給(父)		

【例4】 父が当該子の出生から育児休業を取得する場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父		支給(父)	支給(父母ともに)	支給なし(父母ともに)	

【例5】 父が当該子が3か月から育児休業を取得する場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父		支給(母)	支給(父母ともに)	支給(父)	

【例6】 父が当該子が8か月から1歳5か月まで育児休業を取得する場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	1歳5か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父		支給(母)	支給(父母ともに)	支給(父)	支給なし(父母ともに)	

【例7】 父が母の産後休暇と同時に育児休業を取得し、職場復帰後に再び育児休業を取得した場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	(母の支給期間は子が1歳に達する日まで) (母が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 父の支給期間は、子が1歳2か月までで1年が限度)
父	育児休業	職場復帰(45日)	育児休業	45日間支給(父)	
	支給(父)	支給(母)	支給(父母ともに)		

【例8】 母の産後休暇終了後、母の職場復帰と同時に父が育児休業を取得し、再び母が育児休業を取得する場合

母	産後休暇	職場復帰(45日)	育児休業	1歳	1歳2か月	(父が子が1歳に達する日までに育児休業を取得しているため、 母の支給期間は子が1歳2か月までで、産後休業と育児休業を 合わせて1年が限度)
父		支給(父)	支給(母)	※		
				※45日一産後休暇日数支給(母)		

【例9】 特別な事情があり、支給対象期間の延長がある場合

母	産後休暇	育児休業	1歳	1歳2か月	2歳	(特別な事情がある場合は父の支給期間は子が最長2歳まで)
父		支給(母)	支給(父母ともに)	支給(父)	支給(父)	